



再発防止と速やかな支給を確認

申16号・2016年度申5号における未払い賃金の速やかな清算を求める申し入れ団体交渉

新潟地本は6月16日、申16号「2016年度申5号における未払い賃金の速やかな清算を求める申し入れ」の団体交渉を行いました。新潟運輸区の運転士・車掌行路において労働時間外で行っていた作業について、不払いとなっている賃金の支払いを求め、今年4月の給与での清算を実現したものの、2017年に行った団体交渉から3年を要した理由や認識などについて議論を行いました。

地本交渉団は、2017年2月に行った申5号の団体交渉において、未払いの賃金を支払うとの回答を行ったにもかかわらず、実際の支払いが今年4月となったことに対する認識を質しました。

支社側は、賃金未払いの事象が発生して認知した以上は速やかに状況を整理して適及に必要な手続きをとり、金額を確定させるために時間を要したと説明した。

2017年の団体交渉で支払いを確認

2017年の団体交渉で支払いを確認

新潟地本は2017年1月に申5号として申し入れを行い、団体交渉で支社側より支払うとの回答を受けていました。

新潟運輸区運転士・B2141行路の126D列車において、車内見回り、ドア開閉作業を労働時間外で行っていたこと、及び車掌・C7008行路の227D列車で新津到着後のドア締めから誘導開始までの付加時分が付与されていないことに対するものです。

同年2月14日に行った団体交渉で支社側は、126Dについては運転士の車内見回りは行わないことを前年のダイヤ改正時

その上で、賃金の支払いに關しては齟齬があつてはならず、実態の解明に時間がかかったとしました。2013年5月13日から2016年5月12日までであり、この期間とした根拠は賃金適及の取扱いに關しては齟齬があつてはならず、実態の解明に時間がかかったとしました。2013年5月13日から2016年5月12日までであり、この期間とした根拠は賃金適及の取扱いに關しては齟齬があつてはならず、実態の解明に時間がかかったとしました。

申18号団体交渉を終える

技術継承に関して具体的な到達目標は設定せず

新潟地本は6月30日に申18号「保線部門におけるメンテナンステ体制の最適化」に関する第二次申し入れの団体交渉を行いました。若手社員の技術継承に関して具体的な到達目標や教育内容、考え方が不明確なために現場で働く社員は不安や疑問を抱えていることから、安心して業務を遂行できる環境を実現するために交渉を行いました。

設備職場においては「7年間で一人前」とされている中において、自らのビジョンが見えないとの声があることから、プロフェッショナル採用社員における技術継承をおこなうための入社から7年間のライフサイクルを明らかにするよう求めました。支社側は、入社後に軌道管理の基礎を学び、個人の適性を考慮した中で様々

同様の事象が発生した時には速やかな支給に向けて対処することを確認しました。

で検証や判断のために必要であり、再発防止も含めて支社として開示を行うべきだと訴えました。支社側は、追給人数はのべ127名、205、113円であると明らかにしました。また、既に退職した社員にも支払ったと説明しました。

的に何年ではと考えていないとしながらも、線路科に3年いればおおよそ出来る様になるとの考えを示しました。そのため、入社後の具体的な教育到達目標について年次ごとに質しました。1年目は保線とはどのような仕事を覚えてもらう、地形を覚えて見張り業務が出来様に学んでもらう、2年目は各線路科で担当を振り分け経験を積み時期であり、担当業務に加え各種検査を現場に出で学んで欲しいとの考えを示しました。3年目以降7年目までは、担当が多岐にわたる習熟を見ながらとなるため、

